

アメリカ合衆国における政治制度改革論議（二・完）

——立憲制検討委員会の提言をめぐつて——

井 上 徹 也

目 次

- 一、はじめに
- 二、「立憲制検討委員会」の提言
 - (1) 歪みの表徴
 - (2) 原因
 - (3) 影響
 - (4) 是正策
- 三、政治制度の現状分析をめぐつて
 - (1) 「制度」か「指導者」か？
 - (1) 「分裂政府」の評価
 - (2) 「議院内閣制」的要素の導入
 - (2) 個別の改革提案をめぐる議論
- 四、是正策をめぐつて
 - (1) 「議院内閣制」的要素の導入
 - (2) 個別の改革提案をめぐる議論
- 五、むすび

（以上、本号）

四、是正策をめぐつて

(1)
「議院内閣制」的要素の導入

〔批判と反論〕

C. C. S. が提案する合衆国の政治制度の是正策に対する批判は、まず、その全体的な方向性に向けられる。すなわち、この種の批判を行う者は、権力分立制の功罪を問い合わせ直して行政部と立法部の間の協力を促進しようとする C. C. S. の取り組みを議院内閣制への転換を志向するものと捉えて、その妥当性に疑問を投げかけるわけである。たとえば、Arthur M. Schlesinger, Jr. は、以下のように述べている。

権力の融合によって特徴づけられる議院内閣制は、形式的には、立法部の優越性を保証していても、実際には、立法部に対する行政部の支配を保証している。議院内閣制における議会は、行政部が要求するものを何でも渡すという点では、権力分立制における議会に優っているが、それは長所ではなく短所なのである。内閣に対する不信任決議は、過激すぎる手段であり、ほとんど成功することはない。議院内閣制においては、議会は全く行政部を統制することができない、とまで言われる⁽²⁾。それに対して、「権力分立制における議会は、はるかに行政部から独立しており、多様な考えに対してもよく反応し、ずっとよくスタッフを具えており、ずっとよく行政部を抑制し行政部との均衡を図り行政部に異議を唱え行政部を調査する」ことができる⁽³⁾のである。合衆国の憲法改正論者は権力融合の利点について考へていて、イギリスの改革論者は権力の分立を切望しているのである⁽⁴⁾。

以上の批判に加え、Schlesinger は、次のように説く。

合衆国の政治の伝統を鑑みるに、議院内閣制は、非現実的な選択肢である。政党の衰退が顕著となり恐らく逆行できないところまできている今日において、政党をより指揮統率力と結束力のあるものにできるという考えは、まったくの幻想である。集権的かつ規律堅固な政党・予備選挙の廃止・「一匹オオカミ」的な政治家に対する不寛容・自由

な投票の不存在、⁽¹⁵⁾ といったことすべてが、合衆国政治のすぐれて開放的な特質に反するのである。

「」の Schlesinger の批判に対してもまた、Lloyd N. Cutler と C. Douglas Dillon が、以下のよつた反論を行つてゐる。しかし、フランス・ドイツ・日本・カナダ・イタリア・アイルランドの基本的に議院内閣制である政治制度が、権力分立制の要素を取り入れたのとちょうど同じように、合衆国が自らの利益になるように適合させるものである要素を議院内閣制は含んでいるのである。⁽⁶⁾

「」のように述べた上で、Cutler と Dillon は、権力分立制を根本的に変更することなしに、同一政党に所属する大統領と連邦議会議員が協力して、議院内閣制における意味での政府の形成を行おうとする、すなわち、選挙で選ばれた多数派が包括的な政綱を実行し且つその結果に責任を負うことができるようにしてやるとする、より大きな誘因を提供することが可能であると主張するのである。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

〔検討〕

まず、「」で確認しておくべき点は、C. C. S. は、単純に、権力分立の原理に立脚する現在の大統領制に代えて議院内閣制を合衆国政治制度として新たに採用するよう主張しているのでは決してない、ということである。合衆国の立憲制を現代の状況に適合させるための是正策を打ち出すにあたつて、C. C. S. は、まず、その制度の有する恒久的な長所を慎重に維持する必要性を強調している。⁽⁹⁾ すなわち、そこでは、今後も、独立した司法部によって保護される権利章典を尊重すると共に、公選の公務員が相互に職務遂行を監視し責任を追及することができるようにすべき」

とが再確認されている。⁽¹⁰⁾ その上で、はじめて、権力の抑制と均衡の原理の本質を損なうことなく、政党の結束力を強化すると同時に行政部・立法部間の行き詰まりを緩和する改善策を考案することが可能なはずであるとの主張がなされ、具体的な提案が行われているのである。⁽¹¹⁾

このように、C. C. S. は、権力分立制の完全な放棄を主張しているのでは決してなく、それどころか、その長所を十分認識し高く評価しているのである。ただ、C. C. S. によれば、権力分立制が合衆国の立憲制の維持に大いに貢献してきたのは確かであるが、それと共に国政に対する弊害もまたもたらされてきたのであり、しかもその弊害は既に看過する」とのできないまでに度を強めてしまった⁽¹²⁾ というのである。そのため、C. C. S. は、この弊害を解消し、合衆国が今後の政治状況に有効に対処できるようにするために、建国以来存続してきた立憲制の中核を損なわない限りで、政治制度の改革を実現する可能性を追及しているのである。⁽¹³⁾ したがって、合衆国の現行政治制度に議院内閣制の要素を加味することは不可能ないし非現実的であると論ずるならともかく、ただ単に権力分立制の議院内閣制に対する統治機構としての優越性を強調するだけでは、C. C. S. Report に対する的を射た批判とは言えないのである。

次に、Schlesinger は、合衆国に議院内閣制を導入することは同国の政治的伝統に鑑みて非現実的であると断ずる（ただし、ハリド Schlesinger が、大統領制の代わりに議院内閣制を採用することを想定して批判を行っているのか、

現在の大統領制を基本的に維持しつつ議院内閣制の要素を取り入れることを問題にしているのかは必ずしも明らかでない）が、その論拠として政党の不可逆的な弱体化を特に挙げている。この点に関しては、C. C. S. は、現在の政党制度を前提にして、改革を提唱しているわけではなく、政党制度の改善の必要をも強調し、具体的に政党の結束力と

責任能力の強化を目的とするいくつかの提案を行つてゐる。⁽¹⁵⁾ したがつて、ノルマでの争点は、結局のところ、C. C. S. の提案によつて実際に政党制の強化を実現することが可能かどうか、といふことになるが、この点についての検討は、C. C. S. の個々の提案をめぐる論議を取り上げる次節に譲ることにしたい。

最後に、アメリカ合衆国の立憲制のあるべき形態は、大統領制か議院内閣制か、という問題に関連してもうひとつだけ重要な着眼点を指摘しておきたい。アメリカ合衆国の統治構造は、一般に、三権分立ないし権力分立の制度と形容される。⁽¹⁶⁾ しかし、実は、このこと自体に問題が含まれているのである。すなわち、合衆国 の政治制度を権力分立の制度と単純にわりきつて理解してしまうこととは適切ではない、といふことである。⁽¹⁷⁾ この点を理解するためには、Richard E. Neustadtによる次の記述が手掛かりとなる。

「一七八七年の憲法制定会議は、"分離された権力 (separated powers)" からなる政体を造つたことになつてゐる。憲法制定会議は、その手のことは行わなかつたのである。それどころか、権力を共有する分離された機関 (separated institutions sharing powers) からなる政体を造つたのである。」⁽¹⁸⁾

すなわち、たとえば、大統領と議会は、憲法により、互いに分離され独立した機関として設けられたのであるが、大統領は、立法拒否権行使することによつて立法過程に関与し、一方、議会は、行政部が活動するための権限ながらに予算を承認する権限を握る⁽¹⁹⁾ことによつて行政過程に関与するというように、両者は立法権および行政権を部分的であれ共有している。⁽²⁰⁾ それゆえ、憲法によつて定められた政治制度の枠の中では、元来、組織上分離された両者の協同無くしては、立法作用も行政作用も円滑に進行しない仕組みになつてゐるのである。

しかし、それにもかかわらず、憲法には、大統領と議会の協同を促進するための手段は書き込まれなかつた。⁽²¹⁾ 合衆国の政治制度の改革を提唱する論者は、この事実を捉え、まさにそこにこれまでの国政の行き詰まりの原因があるとする。そこで、大統領と議会の協力を促すために、議院内閣制的な要素を取り入れ、政治機構の改革を断行すべきであるという主張がなされる⁽²²⁾わけである。

これに反して、制度改革の必要性を認めない論者は、合衆国憲法が抛つて立つ権力分立の原理にはかなりの柔軟性と適応性があると説き、国家機関が権力を共有している点を、憲法起草者が非常に実際的であつたことの表れだとして、積極的に評価する。すなわち、すでに制憲者は厳密な意味での権力分立が実効的な施政の妨げとなるということを認識した上で、現行の政治機構を作り上げた⁽²³⁾のである。そして、実際にも、過去において、独立した議会や裁判所が、Jefferson・Jackson・Lincoln・Wilsonあるいは一人のRooseveltといった大統領たちを無力化してしまつたという事実はない、との指摘がなされる⁽²⁴⁾。この見地からは、今日の国政の行き詰まり状態は、権力分立の原理に起因するのではなく、大統領の国政指導者としての能力に原因がある、ということになるのである。

かくして話は再び、国政の行き詰まりの原因是、政治制度の構造的欠陥にあるのか、それとも、大統領の指導力の欠如にあるのか、という対立に戻ることになる。しかしながら、合衆国の政治機構が元来、厳格な権力分離の制度ではなく、⁽²⁵⁾政府の部門間の権限の共有および協同を予定したものであるならば、現行制度の根幹を維持しつつ議院内閣制的要素も取り入れて構造改革を行い、行政部と立法部との協同を促進し実効的な施政を実現する可能性を頭から否定することだけはできないのではないだろうか。

(2) 個別の改革提案をめぐる議論

C. C. S. Report をめぐらし、これまでにもみてきたように、そのあいまいな側面を捉えて議論が行われてきたが、本節では個々の是正策に関する議論に目を向けてみたい。

もし、C. C. S. Report に対する Mark P. Petracca・Lonce Bailey・Pamela Smith の氏が共同で包括的な分析を行ふ。⁽²⁸⁾ Presidential Studies Quarterly⁽²⁹⁾ の110巻11号（一九九〇年夏季号）において個別の改革案（選挙運動費用の削減を目的とする提案を除いた、同委員会の過半数の会員の支持を集めている五つの提案）に対する詳細な批判を展開している。⁽³⁰⁾ 一方、この批判を受け、同じ誌上において、C. C. S. の指導的なメンバーの一人である James L. Sundquist⁽³¹⁾ が反論を行つてゐる。そりで、以下、この論争の概略を紹介する。C. C. S. Report の個別の改革提案をめぐる議論の争点を明らかにしてみたい。

① 政党の大統領候補指名大会

[Petracca らの批判]

まず、C. C. S. が示した、大統領候補指名のための政党の大会に関する提案に対して、Petracca らは、以下のよほな批判を行つてゐる。

この改革が実効性を持つためには、ふくつかの重要な前提が成立しなければならない。まず第一に、大統領候補の指名のため政党によって開催される全国大会に出席する代議員を選出する現行の手続きを所与のものとした上で、政

党所属の上下両院議員候補者および現職上院議員が、（大会における投票について拘束を受けないという意味での）非拘束代議員として、大統領候補選出に重大な相違をもたらすだけの一大勢力を形成しなければならない。大統領の自党所属の連邦議会議員に対する忠誠は、おそらく、それらの議員が大統領候補の決定にあたって主要な役割を果たした場合にのみ生ずるであろうからである。⁽³²⁾

この第一の前提の成否を検証するために、Petracca らは、改革案通りの制度がこれまでずっと存在してきたと仮定し、一九〇〇年から一九八八年の間に行われた民主・共和両党の全国大会の内いくつにおいて、この代議員集団⁽³³⁾が大統領候補の指名に重大な影響を及ぼし得たかを調べている⁽³⁴⁾。それによれば、四六回の大会のうち一二回の大会の候補指名に、この改革は異なる結果をもたらす可能性があつた⁽³⁵⁾ということである。

Petracca らによれば、二つの主要な条件、すなわち、大会の規模と論争（controversy）によって、上記の一二例は説明がつくのである⁽³⁶⁾。まず、大会の規模が小さいほど、この代議員集団の潜在的影響力は増大する⁽³⁷⁾。また、党を割るような論争が生じたために一定数の票が指名獲得のために欠かせないものとなる場合にも、この改革は重要な意味を持つことになる⁽³⁸⁾。

しかし、現在では、継続的に進められてきた代議員数の増加による全国大会の規模拡大のため、この代議員集団が有する大統領候補決定への潜在的影響力は、減殺されてしまっている。この改革案が意味を持つためには、代議員総数が著しく削減されるか、もしくは、投票に関して拘束を受けない代議員、すなわち、連邦議会議員の数が増大されなければならない。しかしながら、いずれの可能性も薄く、特に第二の選択肢はまったく非現実的である⁽³⁹⁾。

では、論争についてはどうであろうか。かつてのように、論争のあげく票の取引が行われる大会 ("brokered convention") が復活する可能性はあるだろうか。全代議員の三分の一以上が選出されている予備選挙制度の現在の隆盛を考えれば、これもまた起こりそうにはない。確かに、接戦がくりひろげられる大会では、この代議員集団が指名の結果に相違を生じさせる可能性がある。しかしながら、現状ではそのような条件が満たされることはめったにない以上、政党の活動について他にも重要な変革がなされるというようなことがない限り、この改革案はあまり頼りにはならないのである。⁽⁴⁰⁾

第二の前提是、これらの非拘束代議員たちが高度の結束を保つて投票する、ということである。もしそうでなければ、事後に大統領の協力を引き出す、連邦議会議員としての集団的な能力を弱めることになってしまふであろう。⁽⁴¹⁾しかし、これら非拘束代議員たち自身の選挙（すなわち、連邦議会議員選挙）の帰趨は、自分の選挙区の有権者にかかるつている。投票に関し、自分の州の代議員に同調することについて、強力な誘因が存在するのである。⁽⁴²⁾さらに、もし評論家たちが言うように、連邦議会議員たちが責任を回避したがるものであれば、彼らが大統領候補の指名について直接責任を負おうとするような誘因はほとんど存在しないのである。⁽⁴³⁾

第三の前提是、自分の指名について責任のある人々に対して忠実であり続ける具体的な理由が大統領にある、ということである。あいにく、C.C.S.は、そのような理由をまったく示していない。⁽⁴⁴⁾

最後に、この改革が効果を発揮するためには、前提として、両院の多数派が大統領と同じ政党から選出されなければならない。⁽⁴⁵⁾したがって、この改革の成否は、結局のところ、他の諸改革が分裂政府が生じないようにする、あるいは

は、少なくとも、分裂政府がより生じにくくするようになるかどうかにかかるところとなる。この改革から得られる利益はほとんど無いのである。⁽⁴⁶⁾

このように、Petracca は、前提の不備を指摘する」といって、C. C. S. の第一の改革案を批判した上で、最後に次のような問題提起を行っている。

すなわち、この改革は、選挙における依存関係を通じて行政部と立法部の結び付きを強化する」とを目的とする一方で、大統領選出過程の民主化という長い歴史を持つ傾向を覆すものなのである。この改革は、民主化と責任（accountability and responsibility）との間の歴史的な緊張関係を照らし出している。⁽⁴⁷⁾ このような改革を続行する前に、これらの競合する価値を直接取り上げ検討する必要があるのである。⁽⁴⁸⁾

〔Sundquist の反論〕

右のような批判に対し、Sundquist は、次のように反論する。⁽⁴⁹⁾

この改革はせいぜい、大統領候補の指名における、連邦議会議員の影響力をほんの少し増大させるだけであつて、それを「歴史上長きにわたる民主化傾向」の転覆と呼ぶことは、大きな誇張である。どこにおいても、連邦議会議員候補は、政党の全国大会の代議員を選出する手続きに勝るとも劣らないほど民主的な手続きによって選ばれるのであるから、そのような呼び方をすることは正確でさえない。いずれにせよ、少なくともその傾向は、全代議員の一四パーセントを非誓約代議員が占める「特別代議員」制度を設ける党規約を一九八〇年の選挙の後に採択した民主党において、すでに覆されたのである。民主党内では、この変更は、大統領候補の指名過程に何らかの影響を及ぼしたか

否かにかかわらず、調和と結束のために役立つものと一般に認められていた。C. C. S. は、この慣行を民主・共和両党が少し拡大する」とが、行政部と立法部の間の関係を改善する「ことに貢献し、極端な場合には、同じ政党の連邦議会議員が指導者として受け入れることができない人物が大統領候補に指名されることを防ぐと論断したのである。⁽⁵¹⁾

Sundquist は、Xu は、Petracca らが民主化と責任という競合する価値について検討する必要性を強調したことについて、次のよう述べている。

C. C. S. は、提言をまとめた際に、その必要性を理解していた。C. C. S. は、その問題を直接的に且つ公然と取り上げ、幾分多い「責任」と幾分少ない「民主化」を追及するという決定を行った。それに対し、Petracca らは、見たところ逆の方向へ進むことを望んでいたようであるが、この問題が「直接取り上げられる」べきであると「いつに留まり、実際にそうした主張を自ら行うこととはしていないのである。⁽⁵²⁾

② 選択的一括投票

〔Petracca らの批判〕

Petracca らが次に批判の対象としている C. C. S. の提案は、選択的一括投票である。⁽⁵³⁾

Petracca らは、まず、C. C. S. が分裂政府につながる分割投票をかなり最近の現象であると主張していると指摘して、この点の眞実性に疑問を投げかける。すなわち、確かに分裂政府は特に最近四〇年の間に頻出している（一九四八年から一九八八年の間に一二回生じていて）が、同程度の長さの期間である一八七九年から一九一年の間にも分裂政府が七回（一八七七年を含めれば、八回）生じたのである。⁽⁵⁴⁾ 合衆国が、こうした昔の分裂政府を切り抜けたのと

同じように、現在の分裂政府を切り抜ける可能性は十分あるのである。このように、革新主義時代の改革が一括投票を廃止する以前に、合衆国が分裂政府を経験したということとは特筆に値する。⁽⁵⁵⁾

Petracca は、統いて、分裂政府が問題とされる理由と分裂政府によつてもたらされる事態を想定し、それらの真偽を検証する。すなわち、分裂政府は、政府の効果的かつ能率的に行動する能力を減殺するゆえに問題である。経験的に、分裂政府は、（一）議会において大統領が政綱に対する支持を獲得する、ことをより困難にし、（二）議会において政党が団結する動機を減少させるはずである。そこから、次の二つの事態が生ずることが予測される。第一に、大統領に対する議会の支持率が、分裂政府の期間は相対的に低くなる。第二に、分裂政府の期間には、政党の団結する度合いが相対的にかなり低くなる。」の二つの仮説を Petracca は、統計資料に照らして検証する。⁽⁵⁶⁾

まず検討されるのは、一九五三年から一九八七年の間の上下両院の表決のうちで大統領の立場が支持されたものの割合である。⁽⁵⁷⁾ それによると、統一政府下の大統領（平均八一・六九パーセント）は、分裂政府下の大統領（平均六六・〇六パーセント）よりも大きな議会の支持を受けている。⁽⁵⁸⁾ しかしながら、ここでは、分裂政府は大統領が議会の支持を獲得することをより困難にするということではなく、分裂政府はそれを不可能にするのではないということが強調される。⁽⁵⁹⁾ Petracca は、統一政府期と分裂政府期との大統領の成功の度合いの差は、選挙での分割投票によって生み出される制度的な条件よりも、指導力・経験・国民合意の存在のような特質によつて、もつとうまく説明することができる、と主張するのである。⁽⁶⁰⁾

次に検討対象になるのは、一九五三年から一九八七年の間に行われた下院の表決のうちで、民主党議員の過半数と

共和党議員の過半数が対立したものの割合、および、それらの表決の際に、民主党、共和党それぞれにつき、党の過半数の議員と同じ立場で投票を行つた議員の割合である。⁽⁶¹⁾ 前者の統計によると、分裂政府の期間（平均四三・七パーセント）と統一政府の期間（平均四四・三パーセント）とでは、政党の団結の度合いに大きな差はない。⁽⁶²⁾ 後者の統計によると、第一に、民主党・共和党双方とも、分裂政府期（民主党 八一・〇九パーセント、共和党 七六・六パーセント）と統一政府期（民主党 七七・六二パーセント、共和党 七九・八パーセント）との間で、表決の際の党员の結束の度合いに大きな差はない（民主党 三・四六パーセント、共和党 三・一一パーセント）。第二に、民主党議員は、たとえ過半数の議席を制していても、大統領の野党になる場合のほうが、より大きな結束を示す。第三に、共和党議員は、民主党が大統領と下院双方を支配している時に、より大きな結束を示す。第四に、共和党議員は、共和党から大統領が出ると、結束の度合いが低下する。⁽⁶³⁾

これらの分析結果から、Petracca らは、統一政府であるからといって、政党がより結束を強めて行動するということが必ずしもならない、と結論している。大統領の与党となる時よりも野党となる時のほうが、政党が結束を固めるもつと強い誘因が存在するかもしれない、というのである。⁽⁶⁴⁾

また C. C. S. がその提言のなかで、選択的一括投票を採用している州では分割投票が行われる割合が相対的に低い⁽⁶⁵⁾ ことと指摘しているのに対し、Petracca らは、選択的一括投票を採用している一九の州では他の州よりも分割投票の割合が低いとはいっても、それは C. C. S. が要求する水準の政党の結束と責任能力を生ずるのに十分なだけ低くはないであろう、と述べている。⁽⁶⁶⁾

Petracca は、いつして、この改革は、分裂政府をなくすための十分条件ではないということがわかつた、と論断するが、さらに、それはまた必要条件ですらないであろうと言つてさらに議論を開く。すなわち、有権者が納得して一括投票を利用するには、自分が選ぼうとする政党が、（一）団結していく、かつ、明確な態度を持つている、（二）公約した綱領を政策に転換することができる、（三）個人としての候補者への投票よりも重要である、といふことを有権者が信じなければならない。そのため、この改革の成否は、今以上の結束と政治の遂行（political follow-through）を示す現行の政党制度の能力にかかっているのである。⁽⁶⁷⁾

ところが、C. C. S. の改革案の中には、有権者の政党に対する消極的ないし中立的態度を減少させることに向けられたものは何も無い。政党の役割に対する有権者の態度が著しく転換することが無ければ、どんなに制度をいじくり回しても政党政治に必要な条件が再構築されるとは無いである。⁽⁶⁸⁾

Petracca は、さらに、分割投票⁽⁶⁹⁾をめぐる議論には有権者が無意識にそのような行動をとつて国家の統治能力を損ねているという含みがある、と捉えて、これを批判する。Petracca によれば、分割投票にはまったく正当な理由が存在する。すなわち、有権者のその行動は意図的になされるものであり、かつ、有権者の見地からすれば、まったく合理的なものなのであって、次のように説明される。過去一二五年の間に公衆は政府の役割に対し警戒心を抱くようになった。そこで有権者は、政府の行動のペースを落とそうとして、意図的に政府を異なる政党間に分割したのである。合衆国の有権者は、利用できる唯一の手段である投票箱を通じて、政府にメッセージを送っている。そして、このメッセージは、改革の提唱者から非常に頻繁に聞こえてくる、活力と能率と迅速さの要求に真っ向から反対している

のである。⁽⁷⁰⁾

最後に、Petracca は、分割投票の増加は必ずしも有権者の投票行動の消極的変化ではない、といふことを強調する。つまり、有権者は、政党に対する盲目的忠実であるのではなく、より争点志向的 (issue-oriented) かつ独立的になつた、というのである。そこで、もう C. C. S. がこの流れを覆そつとするつもりであれば、一つの障害を克服しなければならない。すなわち、まず第一に、争点志向的な投票から政党志向的な投票に移行することが、民主的共和制にとって利益になる、ということを一般の人々に納得させなければならない。また、政党単位での一括投票が増えるように投票行為を単純化する」とが、民主的な公的生活の大望と矛盾しない、といふことも国民に納得させなければならない。しかし、そのような論証はまだなされていない、と Petraca は主張する。⁽⁷¹⁾

[Sundquist の反論]

右記のような批判に対して、Sundquist はどのように反論しているのであろうか。

Sundquist は、まず Petraca が、分裂政府期には行政部と立法部が協力するゝとは不可能ではないにしても、より困難になるとふりをする点を捉えて次のように述べる。C. C. S. は、そのゝとが、分裂政府がほんの少し起りたりにくくするために、いのむれやかな提案をするだけの理由となると考えたのである。⁽⁷²⁾

いのよつに述べた上で、Sundquist は、Petraca の議論を四つに分けて反論を試みている。⁽⁷³⁾

第一に、Petracca が、C. C. S. は分裂政府をかなり最近の現象であると主張しているとみなして、それに異議を唱えてふるに反して反論が加えられる。Sundquist によると、C. C. S. の言わんとするところは、分裂政府が歴史

上もつと早い時期に起こったことはなかつたというのではなく、ただ、一九五四年以来の数十年間ほど頻繁に且つ長期にわたつて分裂政府が生じたことはこれまでにないというだけなのである。⁽⁷⁴⁾かつては、分裂政府は、普通、中間選挙の後にのみ生じた。そして実際、合衆国は、次の大統領選挙で政府の統一が回復されるから、時折起つる一年間の分裂政府を切り抜けられたのである。分裂政府が常態となることは、まさにアメリカ政治における新たな現象なのである。⁽⁷⁵⁾

第二に、大統領は分裂政府下で常に議会の支持を得ることができないというわけではない、また、大統領が議会の支持を得られない時、その失敗は「指導力や経験や『国民の合意』の欠如のような特質によつて、もつとうまく説明され」得るという理由で、Petracca らが分裂政府の重大さを小さく見せる点を、Sundquist は批判する。⁽⁷⁶⁾

まず、Petracca らが掲げる統計⁽⁷⁷⁾によると、議会の表決において大統領の立場が支持された割合が六〇パーセントを下回るのは、Eisenhower ガ大統領であつた一九五九年、Nixon ガ大統領であつた一九七三年、Nixon や Ford ガ大統領であつた一九七四年、Reagan ガ大統領であつた一九八五年・一九八六年・一九八七年であることがわかる。これらの大統領はみな分裂政府期に政権を担当した共和党所属の大統領であり、これらの大統領の記録は、統一政府期の最低値（七四・五パーセント）をはるかに下回る。⁽⁷⁸⁾もしこれら四人の大統領のだれ一人として、分裂政府を上手く導くのに必要な「指導力」や「経験」を有していないとするなら、これからの大統領もそれらを有していないと考えるのが無難のように思われる。⁽⁷⁹⁾

」のように諷じた上で、Sundquist は、Petracca らが自ら示す数字が、分裂政府が実際に大統領の成功と失敗を分

けるといふことを、かなり決定的に裏付けている、と断じている。⁽⁸⁰⁾

なお、Petracca はが政党の結束の度合いに関する資料を挙げて議論を展開していることについて、Sundquist は、C. C. S. は選択的一括投票が議会における政党の結束を高めると主張したことではないので、その資料は無関係である、と述べている。また、いざれにしろ、統一政府が議会における政党の团结を著しく弱めるといふことはないので、政党の結束を引き合いに出してこの提案に反対すべきではない、といふことである。⁽⁸¹⁾

第三に Sundquist が反駁するのは、分裂政府は公衆および有権者の意図的な選択であるといへ Petracco の主張である。Sundquist は、意図的に分裂政府を選択する有権者もいるであろうが、公衆一般・有権者一般がそうするわけではない、と論ずる。最近の分裂政府の時代には、国政選挙で分割投票を行う有権者の数が二五パーセントを超えたことはなく、ほとんどの大統領選挙ではそれよりはるかに少なかつた。自分の投票を分割して分裂政府を多数の有権者に押し付けているのは、少数の有権者なのである。⁽⁸²⁾

以上に Sundquist は、有権者が意図的に政府を分割したと主張することは何らの経験的証拠の裏付けのない動機を有権者に帰するゝにもなる、と云ふ。Sundquist によれば、投票を分割する少数の有権者の動機についての最善の証拠は、大統領と連邦議会議員では投票の基礎となる考慮事項が異なる、というものである。すなわち、大統領の選挙の場合は、個性、選挙公約・国政上の争点・全国政党のイメージが重要であるのに対し、連邦議会議員の選挙の場合には、それとは極めて異なり、地方政党のイメージ・現職議員が州ないし選挙区に対して行つてきたサービス・個性・選挙公約が大事になる。こうしてみてみると、本質的に分裂政府は、だれによつて企図されたのでもなく単に偶

然生じた政治制度の「異なるレベルでの再編成 (split-level realignment)」の偶然の所産である、といつゝことになる。⁽⁸⁴⁾

第四に、C. C. S. は公衆に政党志向の投票が民主的共和制の利益になると云ふことを説得しなければならぬといへ Petracca の主張に対し、Sundquist は次のよつて応える。すなわち、Petracca のその主張自体は当然のゝとであり、C. C. S. はそのよつたな説得を試みてもたゞ、現状に好意的な傾向のある公衆に対して、そもそも議論に興味を持つゝことができる程度にまで、自らの主張を展開するゝとの難しさについて何の幻想も抱いていない。しかしながら、非学術的、非分析的な公衆が主義として現状変更に反対してゐるという議論をより詳しくするゝとは、C. C. S. の提案を学術的に分析してゐる場合にはならないのである。⁽⁸⁵⁾

最後に、Petracca が分割投票は良いゝとすると信じてゐることをほのめかすだけで、その論拠を示そつとしていないふゝのが、そのような立場をとると明言するゝこれまでしない点を、Sundquist は論難している。⁽⁸⁶⁾

③ 下院議員の四年任期

〔Petracca の批判〕

Petracca によれば、三番目は、下院議員の任期を延長して四年にするといつ提案を俎上にのぼす。⁽⁸⁷⁾

Petracca によれば、まことに、この提案を動機付けているのは、制度内のより大きな結束（行政部と立法部の協力）と立法部の能率と効率の向上である、と述べた上で、この提案の効果と望ましそについて検討する。⁽⁸⁸⁾

Petracca によれば、制度内により大きな結束に関する主張には幾つかの難点が伴う。第一に、単に大統領と下院議員の任期が同時であるといつだけで、確実に両者の協力が拡大するといつわけではない。同時選挙は、大統領の与

党が下院で過半数を制することを保証するわけではない。また、同時選挙は、大統領と下院議員が異なる有権者団に奉仕し、両者の政策課題（*agendas*）・目標・選挙で満たすべき要求が異なるという事実を変えるものでもない。大統領と下院議員との対立が有権者団の相違に基づく限り、行政部と立法部の結束を促進しようとする努力は挫折するのである。⁽⁹¹⁾

第二に、四年任期の採用によってなくなる、中間選挙における大統領の与党の議席の喪失は、新しいものでもなければ、過去におけるよりも実質上悪化しているというものでもないのである。⁽⁹²⁾

そして、たとえ右のような難点にもかかわらず、四年任期が制度内により大きな結束に必要な条件をうまく生み出すとしても、その成果は立法部の自律性（*autonomy*）を犠牲にして得られるものであるから望ましいものではない、Petracca は言う。大統領と下院議員の選挙の勝敗の帰趨を結び付けることは、行政部の命運からの下院の独立性を損なう、というわけである。⁽⁹³⁾

Petracca の説くところによれば、立法部の自律性は二重の意味で重要である。まず、それは、下院が代表と審議という憲法によって規定された自らの職務を遂行するのに欠かせないものである。議員が大統領と選挙の命運と共にすることになると、議会は大統領に対して従属性になる。賢明で分別ある公共政策が実施されるためには、立法部の自律性が必要なのである。また、それは、大統領を抑制するためにも必要である。大統領は十分な権力を保持しており、本当の問題点は、いかにして大統領の能力を拡大するかということではなく、むしろ、いかにして大統領が政府の他部門を飲み込んでしまうのを防ぐかというところにある。独立した下院というものは、「行政部の覇権」（*executive*

「tive hegemony」に対する有効な抑制力を維持するために欠かせないものである。⁽⁹⁴⁾

「」のように、下院議員の四年任期は制度内の結束を促進するという主張に難点があるだけでなく、それが立法部の能率性と効率性を高めるという主張にもいくつかの難点がある、⁹⁵ Petracca は述べる。すなわち、そのような利点は、下院議員を一年毎の選挙運動という負担から解放する「」から得られるのであるが、時間のかかる選挙運動はまた代表の過程において極めて重要な役割を果たしてもいる。選挙運動を通じて、有権者は公共政策の重要な問題を知り、下院議員は有権者の選択（preferences）と利益について知る。選挙運動の削減によって、これらの重要な価値が失われるかもしれない。また、選挙運動に加えて、下院議員は、有権者サービスなどにも時間を費やしており、その分だけ立法に当たられる時間は減っているわけであるが、任期の延長によって下院議員のスケジュールの負担が軽減されると信じる理由はほとんど存在しないのである。実際、選挙が減ることでそのような負担は増加するかもしれない。した事情に鑑みれば、現在の選挙運動に費やされている時間は、これらの機能を果たすのに不需要であり、且つ、立法の過程にとって有害であるといふことを立証する責任が、改革の提唱者にはあるのであるが、「」の責任はまだ果たされていないままなのである。⁽⁹⁵⁾

Petracca は、さらに、下院の能率性と効率性の問題は、議会が自らを律するために設けた無数の規則や手続きにも起因する、といふことを強調する。組織や手続きの詳細に真剣な注意を払わずに単に議員の任期を延長しても、能率性と効率性が高まる見込みはないのである。⁽⁹⁶⁾

最後に、Petracca は、たとえ四年任期が積極的な効果を持つとしても、それを採用することは、合衆国を民主的

な共和国にしている過程にとつて根本的に有害であると主張する。頻繁に選挙を行うことは、下院議員に有権者との密接な接触を維持させ、それによって効果的な代表だけでなく政治的反応性 (political responsiveness) を保証するために必要である。政治に対する疎外感と制度に対する不満がかなり存在する現代においては、公衆が国政に参加するこの頻繁な機会を有し、下院の構成やその立法の動向に影響を及ぼすことが、これまで以上に重要である。⁽⁹⁷⁾ 一世紀の大統領制に対する効果的な抑制の緊急の必要性のみならず、政治的反応性と代表という価値が、二年毎の下院議員選挙を必要とするのである。⁽⁹⁸⁾

[Sundquist の反論]

下院議員の任期を延長して四年毎に大統領と同時に選挙を行うことになると、議会が自律性を失い大統領に従属的になるという批判を、Sundquist は次のように一蹴する。すなわち、もし中間選挙が廃止されれば、憲法制定以来四年毎に行われてきた大統領と下院の同時選挙がそのまま取つて代わる。したがって、大統領の任期の最初の二年間の両者の関係は同じである。⁽⁹⁹⁾ この二年間については、下院が現在自律的かつ独立的であれば、中間選挙が廃止されてもそうである。このように下院議員の任期を四年にすることは現行の四年毎の同時選挙に何の変化ももたらさないのであるから、行政部と立法部の結束の改善という目的からすると、この改革は大統領の任期の前半二年に関しては成果はたいしたものではない。しかしながら、この改革は、大統領の任期の後半二年間ににおける両者の結束の度合いも前半の水準にまで引き上げるのである。⁽¹⁰⁰⁾

Sundquist は、さらに続けて中間選挙廃止の効用を説く。すなわち、中間選挙の廃止は、大統領選挙後の大統領と

議会の結束の期間を拡大するだけではなく、政府部内のすべての者の時間的な視野も延ばすのである。現状では、大統領が任期中に何を達成したいと望もうとも在任一年目のうちに成し遂げなければならぬ⁽¹⁰²⁾、というのが、通り相場である。それとも、二年目には、連邦議会の議員は差し迫った中間選挙に注意を奪われ、その選挙が終われば、大統領は非常に弱体化し、困難な決定のうち後回しにできるものはすべて次の大統領選挙の後に自動的に回されるようになるからである。⁽¹⁰³⁾

次に Sundquist は、効果的な代表だけでなく政治的反応性のためにも頻繁な選挙が必要であるから、下院議員の四年任期は民主的な共和国の過程にとって根本的に有害である、という批判に応える。まず Sundquist は、Petracca が説くような意味での頻繁な選挙の必要性は当然のこととして認めながらも、それではどれだけ頻繁であれば十分であるのか、なぜ二年であってそれ以上でも以下でもないのか、と問い合わせる。そして政治的反応性についても同様の問い合わせを行い、Sundquist の反論は続く。下院議員の候補者は、選挙の前の数カ月の間、自分の選挙区の有権者と最も密な協議を行う。自分の政策を提示して有権者の信任を得た当選者は、公約を実現する覚悟で首都 Washington へと出向く。それなのに、なぜ、下院議員たちは、何らかの新たな業績を上げる機会を得る前に、自分たちの活動記録を有権者に再提出する手続きを開始しなければならないのであろうか。下院議員の任期を四年にすることと、連邦議会議員と大統領は、息つく暇を得ることができ、困難な決定を行うことができる。現在は大統領の任期の一年目に限定されている政策遂行の機会が、少し拡大するのである。⁽¹⁰⁴⁾

④ 閣僚の連邦議会議員との兼職

[Petracca の批判]

Petracca らは、この提案を批判する前に、この改革案の潜在的な効果は、議会での知名度がより高い行政官は議会の大統領に対する信頼を高め、制度内の協力を促進するという前提に基づいているといふこと、及び、この改革は、大統領の議会に対する潜在的な指導力を強化するためのもつ一つの方法ともなっているとこうことを指摘する。そして、Petracca らは、この改革を、C. C. S. によって提案された改革の中でも最も“議院内閣制的”(Parliamentary)である、と形容している。⁽¹⁵⁾

その上で Petracca らは、合衆国における議院内閣制についての議論の歴史的な経過を辿った後、自らの分裂政府の影響の分析がこの改革の必要性は C. C. S. が主張するよりもおそらく小さいと述べることを示していると述べた後、議院内閣制のモデルとしてしばしば挙げられるイギリスの政治制度について論評する。そこでは、すでに紹介した Arthur M. Schlesinger, Jr. のイギリス議院内閣制批判⁽¹⁶⁾と同様の議論が展開され、加えて、大いに称賛を浴びている強い政党規律の制度も深刻な衰退の状況にあるとこう指摘も行っている。⁽¹⁷⁾

いつして、合衆国の政治制度に議院内閣制的な要素を持ち込もうとする議論の根底には、イギリスの議院内閣制の不正確な理解があるとこうことを示唆した後、Petracca らは、議院内閣制に反対する議論を提示する。それによれば、議院内閣制の導入に対する反対は、これまでのといふ、それが憲法に反するところと、及び、それが行政権の増大につながるところとを根拠にしてきた。Petracca らは、これらに加えて、さらに三つの論拠を示した。その第一は、閣僚が議員を務めることは不適切で、且つ、効験がないかもしれない、とこうのことである。つまり、もし閣僚が連邦

議会議員でなければならぬとすると、大統領は、行政能力のある人物ではなく、かなり弁舌に長けた人物を閣僚に任命するかもしれません、また逆に、閣僚に任命された連邦議会議員は、行政の仕事に特に熟達しているわけではないかもしないのである。⁽¹⁰⁾

第二に、連邦議会議員を兼任する閣僚は、すでに偏つてゐる行政部から議会への情報の流れをさらに偏つたものにするかもしれない、ということである。つまり、それらの閣僚は、立法部の情報量をより豊富にするというよりも、むしろ、もつぱら大統領の政策を支持するためだけに情報を立法部に対して供給するかもしれない⁽¹¹⁾のである。

最後に、行政と立法という二重の職務を負う者に課せられる、信じがたいほどの時間的および量的圧迫が、心配される。下院議員がすでに多大な無理を強いられていて、この懸念に照らしてみれば、それらの者に閣僚を兼務させること⁽¹²⁾が賢明に思えることはほとんどない、というのである。

Petracca らは、さらに、合衆国史上、閣僚任命者に占める連邦議会議員経験者の割合が驚くべきほど低い⁽¹³⁾、といふ

事実に注意を喚起する。もし大統領が議員経験のある閣僚を欲するのであれば、おそらくそういう人材を任命することができますが、あくまであくまで、そうしてこなかつたのはなぜであろうかという問い合わせに對して、Petracca らは、もつともらしく見える理由として一つの事由を挙げる。ひとつは、議員は議会の職務の遂行に忙し過ぎて、行政サービスに興味を持ち得ない、というものである。閣僚として身を立てるより、議員に留まるほうがはるかに容易である。もうひとつのは、閣僚の議員兼務の真の利点は、委員会の委員の座・年功序列・表決参加権を伴う正式の議会構成員に閣僚がなれる⁽¹⁴⁾ことから生ずる、というものである。それが、閣僚の任命を検討する大統領にとって、この改革の唯一の真

の利点であろう。⁽¹⁴⁾

以上の議論の締め括りとして、Petracca らは、次のように述べる。まず、C. C. S. の提案が支持を得るために、C. C. S. が、閣僚を務める議員についての時間的拘束および職務に関連した経験という二重の問題を真剣に扱わなければならぬ。次に、強い大統領の時代において、C. C. S. は、閣僚の兼職が行政権をさらに増大するという批判にもまた正対しなければならない。最後に、情報と時間の面での非効率的な点は、憲法の兼職禁止規定から生じているのかもしれないが、憲法起草者たちは、それらは大目に見られるべきものであると理解していたのである。なぜなら、まさしく、それらは権力の分離によつて作られたパズルの必要な一部であるからである。⁽¹⁵⁾

[Sundquist の反論]

Petracca らの批判に対して、Sundquist はまず、C. C. S. は、連邦議会議員の閣僚への任命を提唱したのではなく、そのような任命を禁止する憲法の規定を廃止することを提案しただけである、と主張する。⁽¹⁶⁾

次に、この改革の成功の見込みについては、閣僚と議員の兼任が過重負担となるのではないかという懸念のため、論争を免れないと Sundquist は認めるものの、以下のような議論を展開する。すなわち、もしその懸念が眞実であると判明すれば、この改革は着手されないか、あるいは、試みられ失敗し放棄されるかであろう。要するに、この改革は無害である、ということになる。⁽¹⁷⁾

しかし、それにもかかわらず Petracca らは、この改革には「行政権の増大」の可能性という危険が存すると言つ。これに対し、C. C. S. は、その危険は取るに足らないものであると結論したのである。なぜならば、議会は、兼職を

制限したり、それを懲罰の対象にしたり、あるいは、それを完全に中止する複数の手段を有するからである。つまり、議会が閣僚への任命が見込まれる議員に就任しないよう迫つたり、承認の過程において上院が承認を拒んだり、あるいは、就任後の行動について約束を引き出したりするであろうし、任命が承認されれば、議会は職権の濫用があつた場合に当事者に懲罰を課したり除名したりするであろう、ということである。⁽¹¹⁹⁾

さらに、議員を兼任する閣僚は行政部から立法部への情報の流れの偏りをさらに拡大するかもしれないという批判に対して、Sundquistは、立法部の自衛能力を考えれば、そのような話はほとんど信用できない、と言う。Sundquistによれば、議会の中から任命された閣僚は、より大きな忠誠心を大統領に対して、より小さな忠誠心を議会に対して抱くどころか、議会とのつながりの無い閣僚と比べ、議会の物の見方をよりよく理解し、それを尊重するであろう。また、閣僚としての任期終了後、議会に戻ることを期待する議員には、議会に提供する情報が偏らないようにしたり、将来もまた自分の同僚となる議員たちを誤らせないようにする特に強い動機が存在する、ということである。⁽¹²⁰⁾

最後に、Sundquistは次のように主張する。

この提案には、成功の見込みがある。もし、それが実験的に試みられるなら、行政部と立法部の関係により多くの率直さと相互の尊重がもたらされるかもしれない。もし、行政部が立法部のいずれかが、そのような利点が無いと結論すれば、確実にそれは放棄されるであろう。このように、成功的見込みが存在して、危険が小さいのであるから、大統領が望めば、閣僚の議員兼任を試すことができるよう、憲法の兼職禁止規定は削除されるべきなのである。⁽¹²¹⁾

⑤ 条約承認要件の緩和

〔Petracca の批判〕

この改革案の批判にあたり、Petracca はまず、C. C. S. が合衆国の外交および国家安全保障政策の一貫性の欠如を大いに憂慮しており、条約承認要件を変更する」とが結果的により大きな一貫性をもたらすと決めてかかっている、と指摘する。そして、この改革がどのようにしてこの目的を達成できるかは想像し難く、C. C. S. 以外には、現代の外交政策上の困難の主たる原因として条約承認要件を挙げるアナリストはほとんどいない、と Petracca は言ふ。⁽¹²⁾

Petracca は、次に、条約承認要件の緩和をめぐつてこれまで行われてきた賛否の議論を簡単にまとめた上で、この改革の正当化理由に含意される経験的な主張のいくつかを検討する。その第一の主張は、もし三分の一の承認要件がなければ、より多くの条約が上院を通過するであろう、というものである。統計資料によると、この主張は成立しない、と Petracca は説く。一七八九年以来上院によって正式に承認を拒まれた条約は、わずか一七件（一九八四年一月一日以前、以下に援用される条約の件数についても同じ）であり、そのうち二件だけが一九三〇年以降のものである。仮に C. C. S. の提案どおり条約承認要件が六〇パーセントに緩和されていたとしても、上院を通過できる条約は一七件のうちの七件であり、最近の二件の条約はどちらも通過はしなかつたことになる。⁽¹²⁴⁾

第一に、Petracca は、改革の提唱者たちが、三分の一条項のために多くの条約が上院の採決を待たずに取り下げられた、と指摘するであることを予測し、この主張自体は正しいと囁く。実際、そうした例が、八八件あるという。しかしながら、Petracca は、最近三〇年間では、こうした例が少ないということ、すなわち、一九五四年以降承認の前に取り下げられた条約はわずか一二件にすぎない、といふことを強調する。そして、改革を唱える C. C. S. の主張

の非常に多くが現代の外交および国家安全保障上の問題に基づいている以上、この条約の採決前取り下げの記録により、改革に向けた即時の行動はほとんど正当化されなくなる、と断じている。⁽¹²⁵⁾

第三に問題となるのは、上院によつて留保付きで承認されたものの、その留保のために、発効に至らなかつた条約である。この範疇に入る条約は四二件であり、そのうち一九一八年以降のものは一七件（一六パーセント）だけである。しかし Petracca らは、このタイプの条約には条約承認要件緩和に対する重要な含意がある、と唱う。すなわち、条約の承認がより容易になれば、上院（あるいは下院）がそうした条約に留保を付すこともまたより容易になり、そうした留保が大統領に、もつと頻繁に条約を活用しようという気をなくさせるであろう、というのである。⁽¹²⁶⁾

最後に Petracca らは、大統領は行政協定をより多用する」とによつて条約締結の過程を回避するという主張について検討する。rijima では、Petracca らは、C. C. S. は」の主張をすると」とによつて、行政協定は外交および国家安全保障政策の不適切あるいは危険な手段であるといふ」とを示唆しているが、いずれの可能性についても裏付けをしていないと指摘する。⁽¹²⁷⁾ 次に、Petracca らは、統計に基づいて、行政協定の利用と大統領の所属政党が上院の議席の過半数を制しているかどうかとふりとの間には関係がない、と述べる。つまり、C. C. S. の仮定に反して、与党が上院の過半数を握つて条約の承認を得るのが比較的容易なときでも、大統領は条約を避けて行政協定を用いる、ということである。⁽¹²⁸⁾ やらに、統計によれば、一九四五年以降どの政権下でも行政協定の一年あたりの平均件数はかなりものであるが、一方で、承認された条約の件数が増加してきたといふともまた事実である。したがつて、行政協定の多用にもかかわらず、大統領が条約について上院の承認を得ることが四〇年前よりも困難になつてゐるという主張を

支持する」ことは難しき、と Petracca らは断定する。⁽¹²⁹⁾

C. C. S. の条約承認要件緩和案に対する批判の最後に、Petracca は、この提案の本質的な賢明さに疑問を投げかける。すなわち、この提案は、条約承認の要件を著しく緩和する」ことによって、上院（および／あるいは下院）が審議を行い、且つ、上院内および全国にわたって合意を形成する機会を減少させる、というのである。条約締結の過程において、上院は、主要な役割を果たさなければならないのであり、C. C. S. の提案は、この領域において慎重にされた権力の均衡に対する脅威である、と Petracca らは訴えている。⁽¹³⁰⁾

[Sundquist の反論]

Sundquist は、また、Petracca が、一九五四年以降上院での承認の過程で採決以前に取り下げられた条約がわずか一二件にすぎない、と述べている点を捉えて反論を開始する。すなわち、Sundquist によれば、もし量的な尺度だけでなく質的な尺度も用いるなら、一一二というのは重大な数字である。そして、C. C. S. の計算によると、取り下げられる」となく上院で結局採決に付せられる」となく終わつた条約を加えると、上院で承認を得られなかつた条約の数は、第二次世界大戦以降で、四〇件に昇る。しかも、それらの条約の中には、第二次戦略兵器制限条約・一九七四年と一九七六年の地下核実験および爆発に関する条約・メキシコおよびカナダとの海上境界線 (maritime boundary) 条約・何件かの国際連合および米州機構の人権に関する協定・多数の貿易、租税、環境に関する相互条約が含まれるのである。⁽¹³¹⁾

次に、重大な考慮事項として、Sundquist は次のように問い合わせる。外交政策においては、だれの意思が優先すべ

きであろうか、多数者の意思であろうか、それとも、少数者の意思であろうか。そして、Sundquistは、大統領および上院議員の過半数と下院議員の過半数の支持を得ることがかかる条約が、一〇〇名の上院議員のうちの三四名が拒否権を有するがために承認を獲得できない⁽¹³²⁾、ということを指摘する。このような状況のもとでは、国家の外交政策が、選ばれた多数者によつてではなく、少数者によつて決定されることになるわけである。他の分野の政策形成においてはこのようなことはなく、条約に関してのみ、少数者が多数者の意思を覆し、その哲学と政策を国家に押し付けることができる⁽¹³³⁾、といふことに Sundquist は注意を喚起し、これで権力があるべきところにあるといえるのが、と強い疑問を提起している。

以上が、C. C. S. の提言のうちの主な是正策をめぐって戦われた、Petracca・Bailey・Smith と Sundquist との論争の概略である。

〔検討〕

C. C. S. が提示した個々のは正策をめぐる本格的な論争はこれが初めてであるためか、合衆国の政治状況の改善に關して何らかの合意点を見い出すといつよりは、お互いに自らの主張を相手に対して突き付けるという域を脱し得なかつたのではないか、との感は拭えないであろう⁽¹³⁴⁾。しかし、それぞれの改革案の背後にある合衆国の中の現状診断と改革案の期待される効果の両方について、統計資料も用いた相当具体的な議論が展開されており、政治制度改革の提唱者とその批判者との間で何が議論の争点となるかということが、かなり明確になつたと思われる。その意味で、合衆国憲法が規定する政治機構が現代および将来の内政・外交上の諸問題に対応し得るものであるのか、という問題

をめぐって、今後議論を拡大し一層深めてゆくやうのかけを提供するものとして、Petracca・Bailey・Smith や Sundquist の論争は大いに注目されるべきものであると思われる。また、この論争自体も、これまで終わるのではなく、今後継続し深化してゆくことが大いに望まれるところである。

この論争の雌雄をにわかに決するゝとはむずかしく今後の展開が注目されるが、最後に、これから議論を続けてゆく上で注意を要すると思われる点に言及しておきたい。それは、C. C. S. の提案する改革を個々別々に取り上げ検討してゆくだけではなく、C. C. S. Report の中で少数意見として複数の改革案を組み合わせたパッケージが推奨されてくるように、いくつかの改革案を組み合わせて、その組み合わせの効果なり妥当性を考える必要があるであろう、といふことである。ところは、たとえば、仮に選択的一括投票などの導入により統一政府がもたらされたとしても、政党の規律が強化されなければ、大統領と議会が協調して円滑に一貫性ある政策を遂行するゝとは必ずしも期待できないであろうし、逆に、仮に下院議員の任期延長などにより、大統領と与党の連邦議會議員との結束が強まつたとしても、分裂政府下では、かえつて大統領と連邦議会の多数派野党との対立が厳しくなつて国政が行き詰まる事態も予想されるところに、(Petracca らも指摘しているように) ある改革案の成否が別の改革案の成果にかかつてくるといふことがあるからである。つまり、個々の改革案は相互に密接に関連しており、ある特定の改革案だけが実現されても、期待されるような効果が生じる保証はないわけである。したがつて、政治機構の改革を提唱する場合も、今後は、いくつかの改革案をひとつのもとまりとして提示してゆく必要があるのでないかと思われる。

(1) Arthur M. Schlesinger, Jr., "Leave the Constitution Alone," in Donald L. Robinson, ed. *Reforming American Government: The*

Bicentennial Papers of the Committee on the Constitutional System, (Boulder : Westview Press, 1985) (originally published in *The Wall Street Journal* in 1982), pp. 50-51 ; Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Cycles of American History* (Boston : Houghton Mifflin Company, 1986), p. 302.

- (2) Schlesinger, "Leave the Constitution Alone," op. cit., p. 51 ; Schlesinger, *The Cycles of American History*, op. cit., pp. 305-07.
- (3) Schlesinger, "Leave the Constitution Alone," op. cit., p. 51.
- (4) Schlesinger も Watergate 時期をも含む「米国の大統領選挙は、仮想回路の構造が既に決まっている」と述べる。政治の本質は、出世争いや山田のトーナメントであるとする立場である。(Ibid., pp. 51-52.)
- (5) Ibid., p. 52 ; Schlesinger, *The Cycles of American History*, op. cit., pp. 307-09.
- (6) Schlesinger, "Leave the Constitution Alone," op. cit., pp. 52-53 ; Schlesinger, *The Cycles of American History*, op. cit., pp. 303-04.
- (7) Lloyd N. Cutler and C. Douglas Dillon, "A Rebuttal to Arthur Schlesinger, Jr.," in Robinson, ed., op. cit. (originally published in *The Wall Street Journal* in 1983), P. 57.
- (8) 議院と選舉による議院の監督の形態による、see, Lloyd N. Cutler, "To Form a Government," *Foreign Affairs*, vol. 59, no. 1 (1980), p. 126, especially p. 132.
- (9) Cutler and Dillon, op. cit., p. 57.
- (10) Committee on the Constitutional System, *A Bicentennial Analysis of the American Political Structure: Report and Recommendations of the Committee on the Constitutional System* (Washington, D. C. : Committee on the Constitutional System, 1987), p. 8 [hereinafter cited as *C. C. S. Report*].
- (11) Ibid.
- (12) See, James L. Sundquist, "Response to the Petracca-Bailey-Smith Evaluation of the Committee on the Constitutional System,"

Presidential Studies Quarterly, vol. 20, no. 3 (1990), p. 533, p. 534.

立憲制検討委員会の中心的なメンバーのひとりである、Brookings 研究所名誉上級研究員 Sundquist は、同委員会が権力分立原理を合衆国にとって必要であり且つ即ちこれを吸入れてゐる、と述べてゐる。

(13) See, Cutler, op. cit., p. 131.

(14) 同じく立憲制検討委員会の中心的なメンバーのひとりである、Smith College の Robinson 教授は、「われわれがまさに決定する必要がある」といは、憲法に含まれてゐるわれわれが建国世代の人々と共に持つべき基本的な価値を、現在、制度が満たしてゐるか、と述べてゐる。Donald L. Robinson, "To the Best of My Ability": *The Presidency and the Constitution* (New York : W.W.Norton & Company, 1987), p. 263.)

なお、Robinson 教授は、そのよつと基本的な価値として、「権力」(power) は、抑制され且つ均衡を図られなければならぬこと」であると及び、「権限」(authority) は、人民の意志に対するねじ責任を負いつる状態に保たれなければならない」と述べてゐる。(Ibid.)

(15) C. C. S. Report, op. cit., pp. 8-9.

(16) たとえば、阿部齊教授は、アメリカ合衆国の政治制度の特徴として、今世紀に入ってからの大統領への権力の集中を挙げながらも、「アメリカの大統領が厳格な三権分立の体制のなかに置かれてゐるに変わりはない」と論じてゐる。(阿部齊「大統領の地位と役割」同編『アメリカの政治——内政のしくみと外交関係』(USA GUIDE 3 —— POLITICS) (弘文堂、一九九二) 所収) [六一]七頁。)

(17) 阿部竹松教授は、合衆国の統治機構を「三権分立」という語句を用いて説明するのは不適切である、と主張する。その理由として、同教授は、合衆国憲法は統治機構を分散かつ独立させてゐるのであって、権力を分散させているのではないのであり、むしろ、「立法府、行政府、司法府の各三部門の権力は抑制と均衡の原理に基づいて融合させられてゐる」と論じてゐる。このよつと見地から、同教授は、合衆国の統治機構を「三権共立制」と表現している。(阿部竹松『アメリカの政治制度』(勁草書房、一九九三) 一九一—二二頁。)

- (18) Richard E. Neustadt も、Harvard 大学の政治学の名譽教授であり、大統領・大統領側近・閣僚それぞれの顧問を務めていた⁶⁰。（Richard E. Neustadt, *Presidential Power and the Modern Presidents : The Politics of Leadership from Roosevelt to Reagan*, pap. ed. (New York : The Free Press, 1991), outside the back cover.）
- (19) Ibid., p. 29.
- (20) Ibid.
- (21) ナーラン・ローレンス（井上徹也 訳）「憲法的伝統の結合——日米憲法に関する考察——」同志社法學一一一號四九頁（一九九〇）五〇—五一頁。
- (22) ローレンス・前掲 五一—五二頁⁶¹。
- (23) Schlesinger, *The Cycles of American History*, op. cit., p. 309.
- (24) Ibid., p. 310.
- (25) Ibid.
- (26) 松井茂記助教授は、合衆国の権力分立制度について、「一般には厳格な権力の分立ではなく、抑制と均衡の分立制と考えられてゐる」と説明している⁶²。（松井茂記『アメリカ憲法入門』（第1版）（外国语法入門双書）（有斐閣、一九九一）一一一—一〇五頁⁶³）また、阪本昌成教授は、「憲法起草者たちは、一一〇の権限と機関が完全に分離される体制ではなく、ある権限を複数の機関が分有して、機関が相互に作用し合へようやや緩やかな分立制を選択した」と述べている⁶⁴。（阪本昌成「ニアメリカ」阿部照哉編『比較憲法入門』（有斐閣、一九九四）所収 一〇五頁⁶⁵）
- (27) Mark P. Petracca も California 大学 Irvine 校政治学助教授である⁶⁶。（Mark P. Petracca, Lonce Bailey and Pamela Smith, "Proposals for Constitutional Reform : An Evaluation of the Committee on the Constitutional System," *Presidential Studies Quarterly*, vol. 20, no. 3 (1990), p. 503.）
- (28) Lonce Bailey も California 大学 Irvine 校優等課程（Honors Program）在籍者である⁶⁷。（Ibid.）
- (29) Pamela Smith も Yale 大学ロー・スクール在籍者である⁶⁸。（Ibid.）

(30) Ibid.

なお、'の論文では、「権力分立原理と施政」などについても若干の総論的な検討が行われているが、'の改革は個別の改革提案に関する部分だけを取り上げる。

(31) James L. Sundquist, "Response to the Petracca-Bailey-Smith Evaluation of the Committee on the Constitutional System," *Prestidential Studies Quarterly*, vol. 20, no. 3 (1990), p. 533.

(32) Petracca, Bailey and Smith, op. cit., p. 507.

(33) 'の非拘束代議員の数は、四一七人（一九〇〇年）から五三五人の間で推移する。一方、一般の代議員の数は、民主党が最少九二六人（一九〇〇年）から最多四一二七人（一九八八年）までの間、共和党が最少九二六人（一九〇〇年）から最多一一七七人（一九八八年）までの間で推移する。（Ibid., p. 508.）

(34) Ibid., pp. 507-08.

その際、話をわかりやすくするため、これらの非拘束代議員全員が一丸となつて投票するとの仮定がなされる。そして、'の代議員集団の有する投票数が、指名を受けた候補者と次点の候補者との獲得一般代議員数の差を上回るのであれば、選挙結果に与へる'の代議員集団の影響力は決定的なものとなる、というわけである。（Ibid., p. 508.）

(35) Ibid., pp. 508-09.

そのべや七回の大会が一九二二年以前に開催され、最近四〇年以内に開催された大会は四回だけである。（Ibid.）

(36) Ibid., p. 509.

(37) Ibid.

'の理由で、共和党は民主党より大会が接戦になりやすい。一九五六年までは、両党の大会の規模はほぼ同じであったが、一九六〇年以降、民主党の大会の規模は拡大を続け、共和党の大会の規模は一九七六年までそのままであった。すなわち、その時までに、民主党の大会代議員の総数は三、〇〇〇人を超えていたのに対して、共和党の大会代議員数は一、〇〇〇人に達しただけであった。'の改革が重要な意味を持つたかもしれない一九五一以降の三回の大会の内の二回（一九六八年

と一九七六年の大会) が、共和党大会である。(Ibid.)

(38) Ibid.

「の改革が決定的な影響を及ぼしたかもしけない」一回の大会の内の九回の大会で、大統領候補を決定するために一回以上の投票を必要とした。(Ibid.) 大統領候補に指名されるためには、投票総数の過半数（民主党については、一九三二年以前は三分の一以上）を獲得する必要があるためである。（「の点について、阿部竹松・前掲二一七一—一〇頁参照。）

(39) Petracca, Bailey and Smith. op. cit., p. 509.

(40) Ibid.

(41) Ibid.

大統領は、自分の所属政党の連邦議会議員が自分の指名を確固として支持したのであれば、彼らに対しても協力的になるであろう。(Ibid.)

(42) Ibid.

一九八八年の民主党全国大会において、いわゆる特別代議員（super-delegates）の多くがそのように行動した。(Ibid.) なお、特別代議員とは、民主党が一九八一年に新たに採用した制度であり、「民主党の連邦議会議員（上下両院の民主党議員の五分の三に当たる数、一九八四年は上院議員）二七名、下院議員一六一名となつた）、民主党の州知事、市長、州公選公務員（州議会議員など）、民主党全国政党委員会委員、それに州中央政党委員会正副委員長が代議員として全国政党大会に出席できる」とふるものである。一九八四年の民主党全国大会においては、これら特別代議員が五六一名を数え、代議員総数（二二、九二三名）の一四・四パーセントを占めた。そのうち連邦議会議員は、両院の民主党議員集会（Democratic Party Caucus）で選出された。特別代議員は非誓約代議員とされ、投票に関して拘束を受けない。（阿部竹松・前掲二一〇—一頁。）

(43) Petracca, Bailey and Smith. op. cit., p. 509.

Petracca は、「」で次のよハに付言して居る。

「*」の改革は、政党の活動家やボスたちが重要な指名のほとんどを決定していた時代への逆行になるものである。……政党の*」の民主化傾向*（政党の全国大会の代議員数の増加傾向＝筆者注）を修正するⁱ⁾とは、起^{j)}りそうにもないだけではなく、好ましくあるのである。」（Ibid., pp. 509-10.）*

(44) Ibid., p. 510.

Petracca らによれば、大統領の議会に対する忠誠の理由として考えられる事情（たとえば、大統領の義務感や大統領候補ルートの再指名）は、いずれも、個々の大統領によってかなり違があり、また、当てにならないのである。（Ibid.）

(45) Ibid.

いのうえでは、異なる政党から大統領と連邦議会多数派を選出する有権者の自発性、という分裂政府をめぐる基本的な問題を惹起する。^{k)}（Ibid.）

(46) Ibid.

(47) Ibid.

大統領の選挙が人民に近づくものになるにつれ、大統領が政党や議会に留意する誘因は減少する。*」の「」とは、大統領の政党および議会に対する責任の減少を伴つ「plebiscitary presidency」につながる。（Ibid.）*

(48) Ibid.

(49) Sundquist, op. cit., p. 535.

Sundquist も Petracca らの批判の部分には、C. C. S. の改革案を「無害」かつ「危険」であると非難する Petracca らの傾向がよく出ている、と指摘している。（Ibid.）

(50) Ibid.

Sundquist も「*」の改革から得られる利益はぼんくら無く*」と言ふ Petracca らの評価には、同意している。（Ibid.）

(51) Ibid., pp. 535-36.

(52) Ibid., p. 536.

- (53) Petracca, Bailey and Smith, op. cit., p. 510.

アメリカ合衆国において「投票権はかつて一般的であったが、革新主義時代」、有権者の独自性を重視する改革者の手によつて廃止された。まだ、州のレベルでは、革新主義者によつて始められたものの改革の動きが依然として進行中である、とある。⁵⁰ (Ibid., P. 511.)

- (54) Ibid., p. 512. See also, Harold W. Stanley and Richard G. Niemi, *Vital Statistics on American Politics*, 4th ed. (Washington, D. C.: Congressional Quarterly Press, 1994), pp. 122-25.

- (55) Petracca, Bailey and Smith, op. cit., p. 512.

- (56) Ibid., p. 513.

- (57) Ibid., p. 512 table 3.

ノリノリ用ひられた数字は、大統領が賛成の立場を明らかにした投票のへやで大統領の立場が議会によつて支持されたものに翻訳である。⁵¹ (Ibid.)

なお、この数字を用いて大統領の業績の評価を行へりとするには、個々の投票の重要性の違うを考慮しなければ、表決の対象となる法案なし決議案がもともと大統領の提案によるのか否かの違いを考慮しなければならぬ。不適切であると主張する議論もある。⁵² (E. g., David Mervin, *Ronald Reagan and the American Presidency* (New York: Longman, 1990), p. 60.)

- (58) Petracca, Bailey and Smith, op. cit., p. 513.

- (59) Ibid., pp. 513-14.

Petracca は、「分裂政府と統一政府の最初の11年を比較すれば、11の差が小くなる」と強調している。すなわち、その場合、統一政府下の大統領に対する議会の支持も八三・六ペーセント以上あるものの、分裂政府下では七一・九六ペーセントが支持の割合が跳ね上がる。ただ、分裂政府の場合、大統領が任期の後半に議会の支持を失う度合いが統一政府の場合に比べて遥かに大きくなる。その意味で分裂政府は大統領が議会の支持を得る「ふみをより困難にすむ、ふざけることになるわけである。⁵³ (Ibid.)

- (60) Ibid., p. 514.
- (61) Ibid., p. 513 table 4.
- (62) Ibid., p. 514.
- (63) Ibid.
- この分析を行つ前に Petracca は、分裂政府が議会の議員の表決の際の投票行動に影響を与えると云ふことを所与の条件として、次のような予測をたててゐる。まず、議会の少数党である共和党は、民主党の大統領よりも共和党の大統領に対しより大きな結束を投票の際に示す。逆に、民主党の議員は、共和党の大統領よりも民主党の大統領に対し、より大きな結束を投票に際して示すはずである。このような予測をたてると同時に、Petracca は、また大統領の野党が議会の多数党となれば団結して投票する誘因が増し、その結果、共和党から大統領が出ている期間において民主党の結束の度合いは下がるよりもむしろ上昇する、という別の可能性も示してゐる。(Ibid.) そして、分析の結果、前の二つの予測ははずれ、最後の可能性が現実のものとなつてゐる事が判明し、本文にあるような結論に至つたわけである。
- (64) Ibid.
- (65) C. C. S. Report, op. cit., p. 9.
- (66) Petracca, Bailey and Smith, op. cit., p. 514.
- ソレで Petracca は、James Sundquist が、選択的一括投票は実際に違いをもたらす見込みが相対的に低いので強制的一括投票のよへな他のよへ極端な措置に比べて敵意をもたれることが少ない、といった趣旨の事を述べてゐる (James L. Sundquist, *Constitutional Reform and Effective Government* (Washington, D. C.: The Brookings Institution, 1986), p. 104.) 、とを引いて、C. C. S. の主要な企画であつて Sundquist がこの提案の包括的な効果については悲観的である、と指摘してゐる。そして、たゞ Sundquist が正しかつてゐる、この改革是有権者および有権者が選ぶ政治家に対する積極的な心理的効果のためにお有益かもしだ、その意味ではそれは無よりはましかもしれない、と付言してゐる。(Petracca, Bailey and Smith, op. cit., pp. 514-15.)

- (67) Ibid., p. 515.
- (68) Ibid.
- (69) 連邦の分裂政府の他に、一九八六年現在、一一の州で連邦上院議員が民主・共和両党から選出されている。それに、一九八七年には、111の州で知事と州議会を異なる政党が支配している。(Ibid.)
- (70) Ibid.
- (71) Ibid., pp. 515-16.
- (72) Sundquist, op. cit., p. 536.
- (73) Ibid.
- (74) 「じゆふせ」 Petracca らが出した掲げる数字 (Petracca, Bailey and Smith, op. cit., p. 512.) によつて裏付けられる。すなわち、「合衆国史上」一九五六年以前には、分裂政府の状況で大統領が就任したのは四回だけである。しかし、Eisenhower 大統領が二期目の就任を行つた時以降、共和党所属のの大統領も全任期を分裂政府の状態で務めなければならなかつた。一九五五年から一九九〇年まで、三十六年の内十七八年は、分裂政府が存在した。つまり、その三十六年の内の二十八年は、民主党が議会の「院」だけに留まつた上院・下院双方の過半数を制してゐたのである。(Sundquist, op. cit., p. 536.)
- (75) Sundquist, op. cit., pp. 536-37.
- (76) Ibid., p. 537.
- (77) Petracca, Bailey and Smith, op. cit., p. 512 table 3.
- (78) Sundquist, op. cit., p. 537.
- Eisenhower 大統領が一九五九年に「院」・九ペーチャム、Nixon 大統領が一九七一年に五〇・九ペーチャム、Nixon 大統領は Ford 大統領が一九七四年に五八・四ペーチャム、Reagan 大統領が一九八五年に五九・九ペーチャム、一九八六年に五六・五ペーチャム、一九八七年に五三・五ペーチャムを記録している。(Petracca, Bailey and Smith, op. cit., p. 512 table 3.) なお、Sundquist によれば、Petracca らの資料からは省かれているが、一九七五年と一九七六年の Ford 大統領の記録は

るに低いかも知れなう、ルーハリルである。(Sundquist, op. cit., p. 537.)

(79) Sundquist, op. cit., p. 537.

(80) Ibid.

(81) Petracca, Bailey and Smith, op. cit., p. 513 table 4.

(82) Sundquist, op. cit., p. 537.

(83) Ibid.

(84) Ibid., pp. 537-38.

(85) Ibid., p.538.

(86) Ibid.

(87) Petracca, Bailey and Smith, op. cit., p. 516.

C. C. S. ゼト院議員の任期の延長と共に、上院議員の任期の延長も提案してゐるが、Petracca もまた、検討の対象を前者に限らずしてゐる。(Ibid.)

(88) 下院議員の任期を四年にするとする提案は、新しくものと云へわけではない。すでに一七八七年の憲法制定会議での問題が議論されてゐたし、一八六九年以來優に100件を超える回目の決議案が議会に提出されてきた（そのうち議会で決議に関する重要な討議が行われたのは、一九〇六年と一九六五年から一九六六年にかけての一回だけである）。一九二二年に大統領・副大統領・下院議員の選挙に関する委員会が、下院議員の任期の延長を提唱する報告書を発表している。しかし、この問題が下院で表決にまで至つたりとはせぬだなう。(Ibid.)

(89) Ibid., pp. 516-17.

C. C. S. の提案以前の回目の提案も、ほぼ同じ理由に基づいてゐる。(Ibid.)

(90) 大統領については、有権者団は全国民であり、全国的な問題に関する政策課題を追求する。一方、下院議員は、それぞれの選挙区の有権者のみによって選出され、議会の選挙では、地域的な問題や有権者へのサービスなどが焦点となる傾向があ

る。⁹⁰ (Ibid., p. 517.)

(91) Ibid.

(92) Ibid.

一九八六年以前の八回の中間選挙で、大統領の与党は、平均一五・六議席を失っている。それ以前の八回の中間選挙（一九二六年から一九五四年）において大統領の与党が失った議席数は、平均一七・九議席である。一八七〇年以降の八回の中間選挙についてみると、大統領の所属政党の平均喪失議席数は、五〇・四議席にもなるのである。(Ibid., p. 518 table 5.)

(93) Ibid., p. 517.

(94) Ibid., pp. 517-18.

(95) Ibid., pp. 518-19.

(96) 下院議員の任期を四年に延長する主張は、分権化・議会スタッフの爆発的増加・提出法案の通過率の著しい低下などを問題に扱わなくな。⁹¹ (Ibid., p. 519.)

(97) Ibid.

(98) Ibid.

(99) Sundquist, op. cit., pp. 538-39.

(100) Ibid., p. 539.

(101) Ibid.

現在一一月に選出され、翌年の一月に就任する下院議員は、同年の三月か四月までに選挙運動に入って、次の選挙のための資金調達を始め⁹²。(Ibid.)

(102) Ibid.

就任一年目には内政において華々しい成果を挙げたがその後は目立った業績を残せなかつた Reagan 政権をその実例とし

トム・Sundquist が挙げてゐる。 (Ibid.)

たゞ、Reagan 大統領の在任 1 年半の実績については、see. Mervin, op. cit., p. 123.

- (103) Sundquist, op. cit., p. 539.
- (104) Ibid., pp. 539-40.
- (105) Petracca, Bailey and Smith, op. cit., pp. 519-20.
- (106) Ibid., p.520.
- (107) Ibid., p.520.
- (108) 本稿本論に参照。
- (109) Petracca, Bailey and Smith, op. cit., pp. 520-21.
- (110) Ibid., p. 521.
- (111) Ibid.
- (112) Ibid.
- (113) 一七八九年から一九八〇年までの間におこり、閣僚および主要外交官の起用は、圧倒的に法曹界（四四パーセント）および実業界（三三パーセント）からあり、わざか一〇パーセントが何らかの政府関係の職にある者からであり、そのなかに連邦の政治職に就いていた者はほんくわんくない。(Ibid.)
- (114) Ibid., pp. 521-22.
- (115) Ibid., p. 522.
- (116) Sundquist, op. cit., p. 540.
- (117) Ibid.
- (118) Ibid.
- (119) Ibid., pp. 540-41.

- (120) Ibid., p.541.
- (121) Ibid.
- (122) Petracca, Bailey and Smith, op. cit., p. 522.
- (123) Ibid., pp. 522-23.
- (124) Ibid., p. 523, p. 524 table 6.
- (125) Ibid.
- (126) Ibid.
- (127) Ibid., p. 523.
- (128) Ibid., pp. 523-24, p. 524 table 7.
- (129) Ibid., pp. 524-25, p. 524 table 7.
- (130) Ibid., p. 525.
- (131) Sundquist, op. cit., p. 541.
- (132) 過去のやくふわな例として、第一次世界大戦後のベルサイユ条約と第一次戦略兵器制限条約が挙げられる。 (Ibid., p. 542.)
- (133) 合衆国は両院の単純過半数の賛成で戦争に入る「こと」がでれるのに、六〇パーセントの多数者にやれ、講和を結んだり、戦争を防止する国際的な事業に参加したり、貿易を促進したり、地球環境を保全したりする権限が無いのは、皮肉である」と Sundquist せよべ。 (Ibid.)
- (134) Ibid.
- (135) Sundquist せよ Petracca の批判に対する反論のむすびの部分で、学究が C. C. S. の活動の成果を偏見のない見地から分析するかわらじ、それに反対する論拠を集めよじに専心するのであるのなら、やへじへじとを行うと四つ率直さを持つべきである、と云ふ趣旨のことを述べ、 Petracca が C. C. S. の提言の批判に取り組む姿勢に強い疑問を呈してゐる。 (Ibid.)

一方、Petracca も、後に別の論議⁽¹³⁶⁾において Sundquist & Petracca に対する反論を「不幸にして生じた腹立つ (unfortunate umbrage)」と表現しておらず、Petracca の側にもめだた、Sundquist の議論の態度に対する不満が伺える。(Mark P. Petracca, "Divided Government and the Risks of Constitutional Reform," *PS: Political Science & Politics*, vol. 24, no. 4 (December 1991), p. 634, p. 637 note 7.)

(136) C. C. S. Report, op. cit., p. 18.

五、むすび

以上、立憲制検討委員会の提言の内容およびそれをめぐる論争を概観してきたわけであるが、同委員会の提唱する改革が実際に実行される見通しはどうかと言えば、現時点ではそのような動きは見られないし、合衆国における政治の世界や国民の間において、政治機構改革の機運が特に高まっている様子も感じられない。

しかしながら、立憲制検討委員会が提言を行った直接のねらいは、その中に示された個々の改革案を直ちに実現に移すことにはなく、まず現行の政治制度を根本的に見直すために広く議論を喚起することに存するのである。⁽¹⁾そして、少なくとも学界においては、いよいよ見てもだよんに、C. C. S. Report を契機として、憲法の修正を含んだ連邦政治制度の改革の是非がこれまで以上に活発に論議されるに至ったのである。それゆえ、議論の端緒を開いたという意味で、立憲制検討委員会の業績は高く評価されるべきものと思われる。

さて、何で現実の政治状況に目を向けてみると、一九九一年一一月の大統領選挙および連邦議会上下両院議員選挙において、民主党がそれらのすべてについて勝利を收め、一一年間続いてきた分裂政府の状態にようやくのノックで

終止符が打たれた。⁽²⁾ 民主党主導の統一政府が登場したことで、行政部と立法部の協調により政治の行き詰まり（gridlock）が解消されるかと、国政の動向が大いに注目されたが、Clinton大統領と民主党主導の議会はにわかに国民の期待に応えることはできず、一九九四年一一月に実施された中間選挙において、民主党は、八年ぶりに上院の、⁽³⁾ そして、実に四〇年ぶりに下院の議席の過半数を共和党に奪われるという大敗を喫した。これにより再び分裂政府の状態が復活し、しかも、民主党政権と共和党主導の議会との対立は、かなり厳しい様相を呈している。⁽⁴⁾

こうした近時の政情を受けて、統一政府の状態での政局運営となつた Clinton 政権の任期前半の業績の評価によつては、また、現在の緊張含みの状況下で、大統領と議会の対立により政局が混迷を極めるということになれば、政治制度改革を求める声がこれまでになく高まることもありうるであろう。合衆国において今後政局がどのような展開を見せるか、そして、それが政治機構改革をめぐる議論にどういう影響を及ぼすか、大いに興味を引かれるところである。

合衆国における政治機構改革をめぐる論議においては、権力分立型の大統領制と権力融合型の議院内閣制双方の長所と短所の洗い出しが行われる。また、それぞれのタイプの政治制度が有効に機能するための前提条件や、政治制度と政治風土の適合性といった問題も検討される。さらには、現代行政国家における効率的な施政の要請と近代立憲主義によつて確立され維持してきた「権力の抑制と均衡」などの諸価値との調整といった、より根本的な問題も探究される。これらの問題は、アメリカ合衆国の政治制度について考える場合だけに限らず、わが国の政治制度の構造とその実際の運営の評価を行い、さらに今後のあり方を考える場合にも十分留意し検討しなければならないものであり、

合衆国における議論からわれわれが得る示唆も決して少なくはないと思われる。」¹² した意味においても、立憲制検討委員会の活動を中心とした、アメリカ合衆国における政治制度改革議論の今後の展開が、大いに注目されるのである。

(一) See, Committee on the Constitutional System, *A Bicentennial Analysis of the American Political Structure: Report and Recommendations of the Committee on the Constitutional System* (Washington, D. C.: Committee on the Constitutional System, January 1987), p. 20 [hereinafter cited as *C. C. S. Report*].

（二） クラリス・ホーリーの過半数の賛成を得た是正策だとしても、過半数の支持を得ぬことは困難なから、今後検討するに値する提案やパッケージも提唱の内容に含める（*C. C. S. Report*, pp. 14-18.）ふうで、立憲制検討委員会の姿勢にも反映している。

(2) *Congressional Quarterly Weekly Report*, November 7, 1992, pp. 3545, 35557, 3570.

(3) 毎日新聞・一九九四年一一月一〇日・朝刊。

民主党は、同時に行われた州知事選挙においても、Texas州が従来民主党の牙城ともいわれていたNew York州や現職が知事の座を明け渡すなど、改選三十六州のうちの三分の一以上の州で共和党に敗れるふうへ参擔たる結果に終わった。（毎日新聞・一九九四年一一月一〇日・朝刊）

Clinton大統領は、「このよつたな共和党圧勝の選挙結果について、「大統領」として（民主党大敗の）責任の一端を認めね」と述べ、自ら敗北の責任を認めた。（毎日新聞・一九九四年一一月一〇日・夕刊）

また、Newsweek誌は、「この選挙結果を「九四年革命 (REVOLUTION OF '94)」と題して、報じてゐる。（*Newsweek*, November 21, 1994, pp. 12-27.）

(4) Christopher 国務長官は、一九九五年一月一四日、国務省で共同会見を行ふ、共和党が推進する、国連活動削減などを狙うとする「国家安全保障再強化法案」に全面的反対の立場を表明し、同法案が議会で可決された場合には、

Clinton 大統領に拒否権行使を進言する姿勢を明らかにした。國務・国防両長官が、特定法案に対する反対の意志を表明するために、共同会見を開くのは極めて異例のことであり、議会共和党と民主党政権の全面対立がいよいよ過熱しついた、と報じられた。（毎日新聞・一九九五年一月一六日・朝刊）

なお、この共同会見の一日前の一月一六日、ハサした Clinton 政権の強い反対にもかかわらず、下院は、同法案を賛成一四一、反対一八一で可決した。（毎日新聞・一九九五年一月一七日・朝刊）

(5) アメリカ合衆国において、近時の政治制度改革提唱の嚆矢となつたのが、Clinton 大統領の任期前半と同様、民主党が上下両院の議席の過半数を制していたにむかかわらず、失政に陥つた Carter 政権内での経験に基づいて書かれ、一九八〇年に Foreign Affairs 誌に発表された。Carter 大統領法律顧問（当時、現立憲制検討委員会共同議長）Lloyd N. Cutler の "To Form a Government" という論文（Lloyd N. Cutler, "To Form a Government," *Foreign Affairs*, vol. 59, no. 1 (Fall 1980)) である。(See, Donald L. Robinson, "To the Best of My Ability": *The Presidency and the Constitution* (New York: W.W.Norton & Company, 1987), pp. 10-11.)

Cutler は、現在 Clinton 大統領の法律顧問を務めている。同氏が今後、Clinton 政権内での自らの経験に基づいて、政治制度改革に関するどのような見解を発表するのか、非常に注目されるところである。